

議案第77号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月世田谷区条例第43号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第1項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。